

特定地域型保育事業所等の指導監査について

狭山市福祉こども部保育課

目 次

1. 平成28年度 特定地域型保育事業所の指導監査結果について
2. 平成28年度 認可外保育施設の立入調査結果について
3. 平成29年度 狹山市特定教育・保育施設等指導監査実施方針（案）

1. 平成28年度 特定地域型保育事業所の指導監査結果について

児童福祉法第34条の17第1項及び子ども・子育て支援法第50条第1項の規定に基づき実施した実地指導について、以下のとおり報告するもの。

(1) 実施日及び対象事業所

No.	月	日	曜日	時間	事業所名
1	9	15	木	9:00~15:00	すずらん保育室
2	9	16	金	9:30~15:00	ありす保育室
3	11	11	金	9:30~15:00	ソフィアキンダーガーデン
4	9	29	木	9:30~15:00	保育所ちびっこランド狭山中央園
	11	21	月	9:30~15:00	
5	9	30	金	10:00~15:00	よつばのおうち

(2) 実地指導の結果

別添資料3-1 指導事項及び回答書のとおり

(3) 事業所に対する今後の市の指導方針等について

- ① 平成28年度指摘事項の改善状況の確認
- ② 実地指導の結果を踏まえた集団指導の実施

2. 平成28年度 認可外保育施設の立入調査結果について

児童福祉法第59条第1項の規定に基づき実施した立入調査について、以下のとおり報告するもの。

(1) 実施日及び対象事業所

No.	月	日	曜日	時間	事業所名
1	10	4	火	13:30~15:30	英語保育エイゴット
2	10	5	火	10:00~15:30	ことり保育室
3	10	5	水	13:30~15:30	狭山神経内科病院
4	10	6	木	10:00~12:00	保育室ひよこ園
5	10	6	木	13:30~15:30	入間川病院保育室
6	10	7	金	10:00~12:00	埼玉西ヤクルト販売㈱広瀬保育室
7	10	7	金	13:30~15:30	埼玉西ヤクルト販売㈱さやま保育室
8	10	12	水	10:00~12:00	狭山中央病院保育室
9	10	12	水	13:30~15:30	埼玉石心会さやま保育室
10	10	13	木	10:00~12:00	しらさぎ保育園
11	10	13	木	13:30~15:30	ていらかんかん
12	2	15	水	14:30~16:30	キッズスカイ入間

(2) 立入調査の結果

別添資料3-2 指導事項及び回答書のとおり

(3) 事業所に対する今後の市の指導方針等について

平成28年度指摘事項の改善状況の確認

3. 平成29年度 狭山市特定教育・保育施設等指導監査実施方針（案）について

狭山市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第4条第1項1号の規定に基づき、平成29年度狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型事業者に対する指導監査実施方針を別添のとおり定めたく、子ども・子育て会議のご意見を伺います。

なお、重点事項につきましては以下のとおり定め実施するものとする。

1 重点事項

前年度の監査等結果を考慮し、次の通り重点事項を定め実施する。

(1) 事故防止対策

子どもの生命の保持と安全確保は、施設の設置者等の責務であり、事故対応のみならず、事故発生防止に努めるよう指導する。

(2) 防災体制の充実・強化

乳幼児は、災害発生時に自力での安全確保や避難が困難であることから、施設の防災安全対策の強化に努めるよう指導する。

(3) 感染症・食中毒等の予防対策

体力の弱い乳幼児が集団生活していることを十分認識の上、インフルエンザ、ノロウイルスによる感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を図るよう指導する。

(4) 保育サービスの質の向上

質の高い保育を提供するため、提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図るよう指導する。また、利用保護者等からの苦情解決については、制度の重要性を再認識させ、苦情解決の仕組みに関する体制を整備し、サービスの向上に努めるよう指導する。

また、利用乳幼児に対する虐待等の人権侵害は、看過できない重大な問題であるため、常に職員の注意を喚起するよう指導する。

(5) 職員の確保、定着化及び資質向上のための取組

施設・事業等の安定経営、利用乳幼児への処遇向上のためには、質の高い職員の確保及び定着は必要不可欠である。そのためには、労働基準

法等の労働関係各法の遵守は最低限不可欠な要素となるため、確認を行い指導する。また、職員の配置基準についても、必要な職員が確保されているか関係書類及び実地により確認する。

なお、これらの遵守すべき内容に改善が見られない時は、必要に応じて所轄庁への情報提供を実施する。

また、職員の資質向上対策としての計画的な研修会への参加、内部研修会の実施等について指導する。

(6) 施設運営基準の遵守

利用乳幼児の処遇の基盤である施設等の設備運営基準の遵守は重要である。施設設備の基準の確認については、図面、実地により確認し、遵守されていない施設等については改善を確認する。

さらに、内部規定等必要な書類が整備されているかを確認する。

(7) 特定教育・保育施設給付、特定地域型保育給付等の算定及び取扱い

特定教育保育施設給付、特定地域型保育給付費等の算定に監視、適正な請求が行われるように指導を行う。

(8) 利用者負担等その他の費用の受領

施設等の利用料等の受領については、設備及び運営に関する基準等でその取扱いが定められているが、あいまいな名目による受領が行われていると、制度に関する信頼を失うこととなるので、適切な利用料等の受領が行われるよう指導する。

◆別添資料 3-3

平成29年度狭山市特定教育・保育施設等指導監査実施方針（案）

◆別添資料 3-4

平成29年度狭山市特定地域型保育事業所等実地指導監査年間実施計画（案）